

条 例 案 の 概 要 (令和6年9月定例市議会)

条 例 名	要 旨
1. 行田市総合振興計画審議会 条例を廃止する条例 〔 所管部署 総合政策部 企画政策課 〕	1 趣 旨 総合振興計画に代わる市の最上位計画として、基本構想のみにスリム化し、計画期間を4年間とした新たな市の基本構想を策定することに伴い、条例を廃止しようとするものです。 2 施行期日 公布の日
2. 行田市国民健康保険条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 健康福祉部 健康課 〕	1 趣 旨 国民健康保険法の一部改正に伴い、被保険者証が廃止されることを受け、従前の被保険者証の返還に係る規定を改めるとともに、児童福祉法の規定による施設入所等児童であつて、扶養義務者のいない者について、国民健康保険の被保険者としなない者として規定するため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 第4条に国民健康保険の被保険者としなない者を規定することに伴い、第3章を「被保険者」として規定するもの（目次） (2) 被保険者としなない者として、児童福祉法に規定する措置による児童福祉施設入所児童、小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童、里親に委託されている児童又は一時保護が行われている児童であつて、扶養義務者のいない者を規定するもの（第4条） (3) 被保険者証の廃止に伴い、従前の被保険者証を返還しない場合の罰則に係る規定を改めるもの（第12条） (4) 引用する法律の条項を改めるもの（第12条） 3 施行期日 (1) 上記(1)、(2) 公布の日 (2) 上記(3)、(4) 令和6年12月2日
3. 行田市下水道条例の一部を改正する条例 〔 所管部署 都市整備部 下水道課 〕	1 趣 旨 下水道使用料の見直しを行うとともに、排水設備工事責任技術者に関する専属規制を改めるほか、所要の整備を行うため、条例の一部を改正しようとするものです。 2 内 容 (1) 下水道法施行令に規定する除害施設の設置等に関する条例の基準が改められたことに伴い、除害施設を設ける水質基準の項目を「大腸菌数」に改めるもの（第4条の3第1項第10号） (2) 「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」を踏まえ、排水設備工事責任技術者の配置に関し、専らその任に当たることとされて

	いた「専属する」規定の見直しを図り、これを「選任する」規定に改めるもの（第6条の2第1項第2号、第6条の2第2項第6号、第6条の3第1項第1号、第6条の4第1項、第6条の13第2項） (3) 指定工事店の申請に関し、その申請事項に「兼務状況」を新たに加えるもの（第6条の2第1項第2号） (4) 指定工事店の申請及び責任技術者の登録申請に係る添付書類に関し、「在留カードの写し」及び「特別永住者証明書の写し」を新たに加えるもの（第6条の2第2項第2号、第6条の6第1号） (5) 指定工事店の申請に係る添付書類に関し、財団法人の定款に相当する「寄附行為」を新たに加えるもの（第6条の2第2項第3号） (6) 指定工事店が配置する責任技術者に関し、同一の都道府県の区域内における他の営業所との兼任を可能とする規定を新たに加えるもの（第6条の4第1項） (7) 一般汚水に係る下水道使用料の基本料金及び汚水排除量当たりの超過料金に関し、それぞれ20パーセント増額するもの（別表第1） (8) 一般汚水及び浴場汚水1月当たりの下水道使用料に関し、10円未満の端数を切り捨てる規定を削るもの（別表第1備考） (9) その他 用語の整備 3 施行期日 (1) 上記(2)～(6)、(9) 公布の日 (2) 上記(7)、(8) 令和7年3月1日 (3) 上記(1) 令和7年4月1日
--	--